市　　税　市民のみなさんが納める税金。市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税などがあります。

繰 入 金　市の貯金（基金）を下ろしたお金や、一般会計と特別会計などの間で生じる現金の移動のことです。

分担金及び負担金　市が行う事業で特定の利益を受ける人が負担するお金で事業に必要な経費に充てられます。

地方交付税　国から市に交付されるお金です。税金など、自治体だけの収入で政策を行うと、自治体間に格差が生じるので、格差を一定水準にするために設けられています。

国庫支出金　市が行う事業に対して国が市に支払うお金のことです。

県支出金　市が行う事業に対して県が市に支払うお金のことです。

市　　債　市の借金のこと。原則として市の事業は市債以外の収入で行いますが、多額の資金を必要とする事業や、将来の市民にも経費を負担してもらうことが公平と考えられる場合に市債を利用します。

そ の 他　その他の中には、地方消費税交付金、地方譲与税、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、利子割交付税、諸収入、使用料及び手数料、財産収入、地方特例交付金などが含まれます。

歳　入

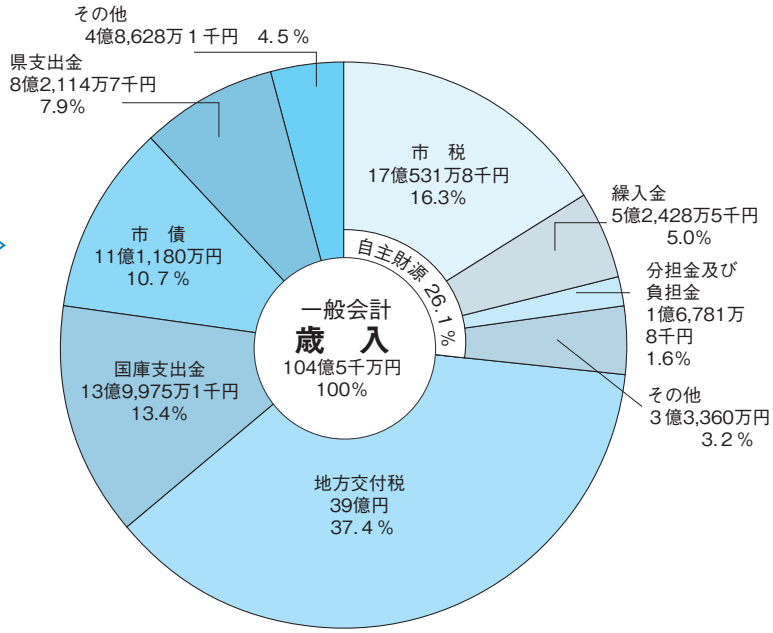

平成23年度の一般会計の予算総額は、104億５千万円となり、前年度当初予算と比較して７億４千万円、7.6％の増額となります。これは、（仮称）中央小・中学校の建設、（仮称）西渓小・中学校と（仮称）東部小・中学校の実施設計など小中一貫教育に関するもの、保育所緊急整備に関しての事業費計上が主な要因です。

民 生 費　保育所に関することや子ども、高齢者、体の不自由な方などの医療や福祉、同和対策や人権啓発、国民年金事務等の予算です。

教 育 費　小中学校の管理、図書館・公民館活動などの生涯学習の推進、運動公園の管理、市民スポーツの向上などのための予算です。

公 債 費　市債などの元利金を償還するための予算です。

総 務 費　庁舎などの管理や、広報、徴税、戸籍・住民基本台帳の管理、選挙、統計、交通安全対策など市役所の一般的な事務の予算です。

衛 生 費　ごみの収集やし尿処理、市民の健康管理などのための予算です。

土 木 費　道路、河川などの改良、市営住宅や公園の管理、排水路の整備など市民生活に必要な都市基盤整備のための予算です。

農林業費　農業、林業の振興を図るための予算です。

消 防 費　火災や自然災害に備えて、市民のみなさんの生命と財産を守るための予算です。

商 工 費　商業、工業や観光の振興のための予算です。

議 会 費　議会の運営に関する予算です。

そ の 他　その他の中には労働費、災害復旧費、諸支出金、予備費などの予算が含まれています。
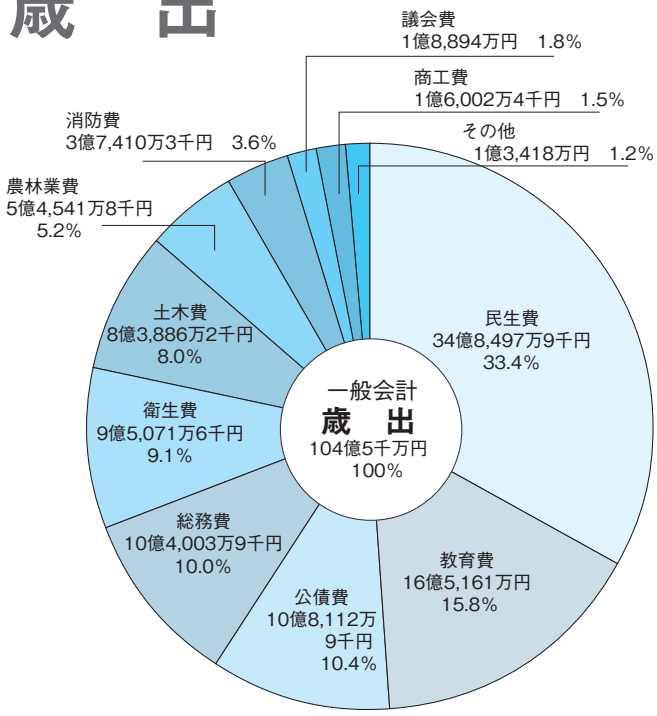
歳　出